



CP ケアプランセンターけんそういん

重要事項説明書

1 事業者（本社）の概要

法人の名称	株式会社 健壮院
法人の所在地	札幌市西区西野3条1丁目3-10
代表者名	代表取締役社長 吉田 厚子
電話番号	011-665-1173
FAX番号	011-667-5559

2 当事業所の概要

(1) ご提供できるサービスの地域と種類

事業所の名称	CPケアプランセンターけんそういん				
事業所の所在地	札幌市西区西野3条1丁目3-10				
管理者の氏名	児玉 智恵子				
電話番号	011-676-5007				
FAX番号	011-665-0788				
サービス（介護保険指定番号）		居宅介護支援（0170404727号）			
サービスを提供する地域		札幌市全域			

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	計	
管 理 者	主任介護支援専門員	1		1	兼 務
介護支援専門員	主任介護支援専門員	1		1	
介護支援専門員	介護支援専門員	1		1	
介護支援専門員	社会福祉士		1	1	
合 計		3	1	4	

(3) サービス提供の時間帯

月曜日から金曜日	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
営業しない日	1 2 月 3 1 日 ~ 1 月 3 日

※ 上記以外の時間帯もご相談に応じます。

3 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

要介護状態にある高齢者に対し利用者からの依頼を受け、利用者に対し指定居宅介護サービス等の提供が確保されるようサービス計画を作成、介護支援を提供します。

(2) 運営方針

1. 当事業書は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力において適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業所に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。
3. 当事業所は、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努める。

4 介護支援内容

- ① 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- ② 指定居宅支援事業者との連絡調整、相談
- ③ サービスの実施状況の把握及び居宅介護サービス計画等の評価
- ④ 給付管理
- ⑤ 介護保険や介護に関する相談・説明
- ⑥ 要介護認定の申請に係る相談・援助

5 サービスの利用料及び利用者負担

介護支援については、原則として利用者負担はございません（法廷代理受領）ただし介護保険適用の場合でも利用者に保険滞納がある場合には、一旦1カ月あたりについて介護保険単価に基づいて算定する料金の全額を頂き、事業所からサービス提供証明書を発行致します。

（サービス提供証明書を居住区の窓口に提出しますと後日払いになる場合がありますが滞納期間によって全額負担の場合もございます）

ご利用料金

下記のご利用料金は、介護保険制度から全額支給されるため自己負担は基本的には発生いたしません。

○基本料金

●居宅介護支援費（Ⅰ） 45件未満

要介護1・2	1086単位	11,088円
要介護3・4・5	1411単位	14,406円

○加算等

●初回加算 初回時 300単位 3,063円

新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の認定変更を受けた場合、又、過去2月（月の初日から末日）居宅サービスを受けていなく新たに居宅サービスを受けた場合に算定。

●入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位 2,552円

病院又は診療所に入院する利用者に付き、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を入院した日のうちに提供した場合に算定。

●入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位 2,042円

病院又は診療所に入院する利用者に付き、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を入院した日の翌日または翌々日に提供した場合に算定。

●退院・退所加算

(Ⅰ) イ	450単位	4,594円
(Ⅰ) ロ	600単位	6,126円
(Ⅱ) イ	600単位	6,126円
(Ⅱ) ロ	750単位	7,658円
(Ⅲ)	900単位	9,189円

病院又は老人保健施設等に入所していた利用者が、退院又は退所にあたって、病院などの職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成・調整を行った場合に算定。

●通院時情報連携加算 50単位 510円

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合に算定。

●緊急時等カンファレンス加算 200単位 2,042円

病院などのもとめにより、当該病院等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じ居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定。

6 公正・中立の確保

① 居宅サービス計画は、利用者の選択を尊重し作成するため、利用者は担当職員に以下のことを求める事ができます。

(1) 複数の介護サービス事業者の紹介を求める。

(2) 居宅介護サービスに位置付けた介護サービス事業者の選定理由を求める。

② 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝える。

③ 利用者に対し居宅介護支援の提供を開始する際、作成されている居宅サービス計画において特定のサービス及び事業所の割合について説明をします。

(1) 前6か月間に作成したケアプラン総数の中で、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与のそれぞれが位置づけられた、ケアプランが占める割合。

(2) 前6か月間に位置付けられた、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与について、同一の事業者（法人）によって提供されたものが占める上位3位までの割合。

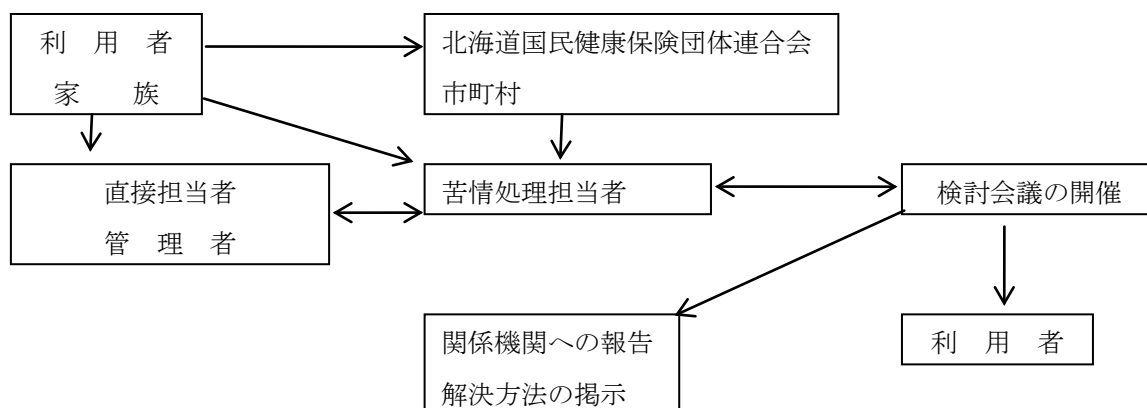
7 サービスに関する相談や苦情について

(1) 苦情・相談窓口 当事業所 ご利用相談室	窓口担当者 吉田 拓磨 ご利用時間 平日午前9時～午後6時 ご利用方法 電話 011-667-2385 面接 当事業所相談室 苦情箱（相談室に設置）
-------------------------------	--

(2) 苦情・相談処理体制

- ・ 苦情があった場合は、ただちに相手方へ連絡を取り直接行くなどして詳しい事情を聴くとともに、担当者からも事情を確認する。
- ・ サービス提供責任者が必要であると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。（検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する）
- ・ 検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行う。（利用者への謝罪など）
- ・ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。

【苦情対応図】



(3) その他

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

名 称	所在地	電話番号
北海道国民健康保険団体連合会	札幌市中央区南 2 条西 14 丁目	011-231-5161
札幌市中央区役所	札幌市中央区南 3 条西 11 丁目	011-231-2400
札幌市北区役所	札幌市北区北 24 条西 6 丁目	011-757-2400
札幌市東区役所	札幌市東区北 11 条東 7 丁目	011-741-2400
札幌市白石区役所	札幌市白石区本郷通 3 丁目北 1-1	011-861-2400
札幌市厚別区役所	札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	011-895-2400
札幌市豊平区役所	札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目	011-822-2400
札幌市清田区役所	札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目	011-889-2400
札幌市南区役所	札幌市南区真駒内幸町 2 丁目	011-582-2400
札幌市西区役所	札幌市西区琴似 2 条 7 丁目	011-641-2400
札幌市手稲区役所	札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 1-10	011-681-2400
石狩市役所	石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2	0133-75-2275

8 秘密の保持について

- (1) 当事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 当事業所では、個人情報保護法に基づいて個人情報保護方針を掲げ、利用者様及びご家族の個人情報の利用を利用者様及びご家族の同意を得、法人内・外での利用目的に則り、慎重且つ安全に利用いたします。

9 事故・緊急時の対応、損害賠償

サービス提供にあたり、事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき速やかに主治医及び緊急連絡先（家族）に連絡します。

居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、損害を賠償します。但し、事業所の故意・過失によらない時はこの限りではありません。

個人情報保護方針

けんそういんでは、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に、特段の配慮をもって取り扱うべきものであり、個人情報の保護の重要性を強く認識しております。また、今までに取り組んでまいりました情報開示を、利用者の権利利益確保の観点から一層推進すべく、これを確実に実践していくために、以下の個人情報保護方針を定め、役員ならびに職員一同はこの方針に従い、個人情報の適正な取扱い、管理に努めていきます。

平成23年3月1日

株式会社 健壮院 代表取締役 吉田 厚子

1. 個人情報の取得・利用・提供

当事業所がご利用者から個人情報を取得する場合には、その利用目的を明示し、目的達成に必要な限度で、公正かつ適正な方法にて、個人情報の取得・利用・提供を行います。

2. 個人情報の適正管理

当事業所がご利用者から取得した個人情報は、安全かつ正確に管理し、これに対する不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の問題に対して情報セキュリティ対策を実施し、その予防に努めます。また、業務を外部に委託し個人情報を預託する場合は、事業所の厳正な管理の下で行います。

3. 個人情報の開示等

当事業所は、ご利用者自らの権利と責任において、最適なサービスを受けられるよう、個人情報に関する受付窓口を設置し、個人情報の開示等を行っています。

4. 法令・規範の遵守

当事業所は、個人情報の取扱いについて、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守するとともに、内部規定に準拠した行動の実践に努めます。

5. 教育の実施及び継続的な改善

当事業所は、個人情報保護に関する規定を定め、役員及び職員、関係スタッフに周知・徹底するなど全社的な教育啓蒙活動を実施します。また、個人情報保護管理責任者を中心として個人情報に関わる一切の規定、体系、体制を適宜見直し、その実践状況について定期的な監査を実施し、改善してまいります。

個人情報に関するお問い合わせは、個人情報相談窓口まで

電話：667-2385

1. 使用する目的

(1) 法人内での利用

- ・当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・利用契約・休止・中止等の管理
- ・会計・経理
- ・事故等の報告
- ・当該利用者の介護サービスの向上

（２）法人外での利用

- ・ご利用者にかかわる居宅サービス計画ならびに介護サービス計画を、円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議、照会への回答等
- ・サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ・介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整
- ・ご利用者に介護サービスを提供している介護サービス事業者との連携
- ・ご利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡
- ・ご家族へのご利用者の心身の状況などの説明
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

（３）その他

- ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・事業所における学生への実習

２．利用期間

サービス提供契約期間に準ずる。

３．使用条件

個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供にかかわる目的以外には利用しません。

また、契約期間外においても第三者に漏らしません。

６．その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

ア サービス提供者は医療行為や年金等の金銭の取り扱いはいたしません。

イ サービス提供者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。

＜高齢者虐待防止のための指針＞

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、半座位更衣であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務あたることとする。

2. 虐待の定義

（１）身体的虐待

暴力的行為などで利用者の身体に外相や痛みを与える又はその怖れのある行為を加えること、また正当な理由なく身体を拘束すること。

（２）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

（３）心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせによって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

（４）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（５）経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の利用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待などの発生の防止・早期発見に加え、虐待などが発生した場合は、その再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長は、小林勇一郎が務める。
- ・委員会の委員は、介護支援専門員、生活相談員、訪問介護員とする。

(3) 高齢者虐待防止委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年2回以上開催する。
- ・虐待事案発声時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析を再発防止策に関すること

(5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は 小林 勇一郎とする

4. 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待などは発生した場合は、速やかに市長に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と性目の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は3(5)で定められた高齢者虐待防止担当者とする。尚、虐待者が担当者の場合は、他の上席者などに相談する。

(2) 利用者の居宅において虐待などが発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるように促す。

(5) 事業所内において虐待が疑われる事案が把握した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携の上、成年後見制度の利用を支持する。

8. 虐待等のかかる苦情解決方法

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じない様に細心の注意を払って対処する。

(3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9. 利用者に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則 この指針は令和6年4月1日より施行する。

居宅介護支援サービスの開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項及びサービス内容、個人情報保護方針について説明しました。

<事業者>

所在地 札幌市西区西野3条1丁目3番10号

事業者名 株式会社 健壮院

代表者名 代表取締役 社長 吉田 厚子 印

<事業所>

所在地 札幌市西区西野3条1丁目3番10号

事業所名 CPケアプランセンターけんそういん

管理者 氏名 児 玉 智 恵 子 印

(事業所番号 0170404727)

<説明者> 氏名 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、CPケアプランセンターけんそういんから居宅介護支援サービスについて重要事項及びサービス内容の説明を受け同意し、また、個人情報利用について合わせて同意いたします。

<ご利用者>

ご住所 札幌市

お名前 印

<利用者家族>

ご住所

お名前 印

※ 緊急時の対応について

サービス提供中に容態の急変などがあった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族へ連絡をします。

【 緊急時連絡先 】

主治医	医療機関名	
	氏 名	
	住 所	
	電 話	

ご家族	氏 名	
	住 所	
	電 話	

※平成 30 年 2 月 1 日 「6 公正・中立の確保」 追加変更

※令和 3 年 4 月 1 日 「5 サービスの利用料及び利用者負担」

「6 公正・中立の確保②」追加変更

※令和 6 年 4 月 1 日 「高齢者虐待防止のための指針」追加

※令和 6 年 12 月 1 日 「2 当事業所の職員体制」変更

【 各サービスの利用状況について 】

CP ケアプランセンターけんそういん

管理者 児玉 智恵子

指定居宅介護の提供にあたり、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定事業者等に不当に偏ることがないように、公平中立に行わなければならないこと等を踏まえ、当事業所で作成した居宅サービス計画内の訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況の詳細について、ご説明いたします。

- ① 前6カ月間に作成した居宅サービス計画の総数の中で、それぞれが位置付けられた居宅サービス計画が占める割合

訪問介護サービス	%
通所介護サービス	%
地域密着型通所介護サービス	%
福祉用具貸与	%

- ② 前6カ月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた、同一事業者（法人）によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）

訪問介護 サービス	
通所介護 サービス	
地域密着型 通所介護 サービス	
福祉用具 貸与	

※ 割合の算出に係る小数点以下については、切り捨てと致します。

※ 前6カ月間について、毎年度の2期間（3/1～8/末・9/1～2/末）における当事業所において作成した居宅サービス計画を対象といたします。

ご説明する割合等については、直近の期間のものとなります。

○確認致しました。 令和 年 月 日

氏名 _____